

仕様書

1. 件名

特定分野専門家(規格・認証、一般医療機器および福祉器具関連手続き、PL 法、輸出マーケティング、電子商取引分野)

2. 目的

これまで輸出の経験が無い、輸出に躊躇している、あるいは輸出ビジネスに課題を抱えているといった日本の中堅・中小・小規模事業者に対して、特定分野(規格・認証、一般医療機器および福祉器具関連手続き、PL 法、輸出マーケティング、電子商取引)に関する知見を生かした情報提供・アドバイス、ワークショップ・個別相談会、ジェトロ事業参加後のフォローアップ等を行い、海外販路開拓・直接輸出、輸出増大の実現に貢献する。

2. 対象分野

特定分野として、以下の分野を対象とする。

分野名	対象範囲
規格・認証	CE、RoHS、REACH、UL、NSF 等
一般医療機器および福祉器具関連手続き	一般医療機器および福祉器具の各国における規格・認証等
PL 法	各国の製造物責任法等
輸出マーケティング	PR 資料校正、英文ウェブマーケティング等
電子商取引	電子決済サービス等

※注:代行、翻訳等は業務に含めない。

3. 利用対象企業

中堅・中小・小規模事業者

※コンサルタントや調査会社、代理人等は対象外とする。

4. 業務内容

機械・部品、環境・エネルギー及び生活関連分野関連製品を取り扱う日本の中堅・中小・小規模事業者に対して、特定分野の専門の観点から、企業の国際化、製品開発もしくは販売に関する経営診断として、以下の業務を行う。

(1) 情報提供、アドバイス

利用企業からの海外販路開拓に関する相談に対し、自身の持つ特定分野の知見を活かし、面談および書面による情報提供およびアドバイスを実施する。

(2) ワークショップおよび個別相談会

ジェトロが実施するワークショップや個別相談会において、専門とする特定分野に関するアドバイスを実施する。

5. 業務の依頼方法

- (1) 上述4. の業務については、本事業の利用を希望する企業からの利用申請に基づき、ジェットロが受託者の専門性を踏まえて検討し、最も適当な受託者に依頼する。
- (2) 受託者はジェットロからの依頼内容を確認し、対応の可否を回答する。
- (3) 受託者が対応可能な場合、日程調整等を行い、業務を実施する。

6. 委託費および経費

(1) 委託費

ジェットロの要請に基づく「情報提供・アドバイス業務」、「ワークショップ・個別相談会」、「商談同席・支援業務」については、以下の通りとする。

実施業務	単価	備考
情報提供・アドバイス業務(面談)	5,400 円(税抜き)/15 分	15 分未満は切り上げ
ワークショップ・個別相談会		
情報提供・アドバイス業務 (書面(Eメール/FAX等))	10,800 円(税抜き)/件	1 件を 30 分相当として算出

(2) 旅費

別の定めにより、発生する旅費(交通費・宿泊費・日当)を支払う。また、原則として交通手段等の手配は受託者が行い、係る経費を立替えることとする。なお、航空券等は、ジェットロより現物支給を行う場合がある。

(3) 面談日程決定後の面談キャンセルまたは日程変更に伴い発生した経費

別の定めにより、当該経費が発生する場合においてジェットロが認めたものを支払う。

(4) 消費税

- ① 受託者が課税事業者である場合は、「消費税及び地方消費税」を含めて支払う。
- ② 受託者が免税事業者である場合は、「消費税及び地方消費税相当額」を支払うことはできない。
- ③ 契約期間に課税事業者、免税事業者のステータスが変った場合は、速やかにジェットロに連絡すること。

(5) その他委託費及び経費に関する留意点

- ① 契約期間中の業務実施時間は、契約期間において最長 56 時間までとする。
- ② 面談は 1 回あたり 2 時間を目安とし、15 分単位で算出(15 分未満は切り上げ)する。
- ③ 書面(Eメール/FAX)による相談対応の場合、1 件を 30 分相当として算出する。
- ④ 移動および事前準備、事務連絡に要する時間分は委託費に加算されない。
- ⑤ 電話による相談対応は業務対応実績の計上対象外とする。
- ⑥ 通信費・コピー代などの事務諸経費について、ジェットロは負担しない。

7. 報告書の提出

- (1) 相談等業務実施後、支援業務報告書(様式はジェットロが別途指定)を業務実施日の翌日から起算して 5 営業日以内にジェットロに E メールにて提出する。

(2)業務完了報告書(様式はジェトロが別途指定)を2016年3月31日(木)(必着)までにジェトロに郵送にて提出する。

8. 支払方法

- (1) 委託業務が発生した月単位で支援業務報告書および旅費その他証憑を確認後、ジェトロが支払額を算出し、確定した金額を受託者に通知。
- (2) 受託者は同通知額に基づき、請求書をジェトロに送付。
- (3) ジェトロは同請求額を指定された受託者の口座に支払う。
- (4) 受託者が個人の場合は、ジェトロによる源泉徴収額※を差し引いた額を支払う。

※ジェトロから受託者への全ての支払(旅費および面談取消または日程変更に伴い発生した経費を含む)が源泉徴収対象となる。

9. 業務委託期間

契約締結日～2016年3月31日(木)

※業務の実施は2016年3月18日(金)まで

10. その他

- (1) ジェトロは、受託者に対して「平成27年度 日本貿易振興機構(ジェトロ)特定分野専門家(受託)」の名刺を必要に応じて支給する。ただし、本業務遂行上必要がある場合のほかで、この名刺を使用してはならない。また、本件業務終了後、ただちに名刺をジェトロに返還すること。
- (2) 受託者は、支援対象企業と支援中に新たに顧問契約を結ぶなどの契約行為をし、その顧客にしてはならない。

以上